

修士に関する省令(案)

学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)第六十八條の規定に基づき、修士に関する省令を次のように定める。

昭和 年 月 日

文部大臣 岡野 清豪

修士に関する省令

第一條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)第六十八條に規定する学位のうち、修士に関する学位の種別は、次の通りとする。

- 法学修士
- 政治学修士
- 経済学修士
- 商学修士
- 社会学修士
- 文学修士
- 芸術学修士
- 教育学修士
- 社会学修士
- 神学修士

6-2
179

- 理学修士
- 工学修士
- 農学修士
- 獣医学修士
- 水産学修士
- 薬学修士
- 家政学修士
- 体育学修士

案に

最後改定

第二條 大学院を置く大学(以下「大学」という。)は、左表の下欄に掲げる大学院研究科における所定の単位を修得し、研究論文を提出し、且つ、試験に合格した者に対し、それ以外の専門課程の内容に応じ、同表上欄に掲げる修士の学位を授与することとする。

修士の種別	大学院研究科
法学修士	法学研究科
政治学修士	政治学研究科
経済学修士	経済学研究科、 経済学専攻科

春山 105

商学修士	商学研究科
圣官学修士	圣官学研究科
文学修士	文学研究科、哲学研究科、人文科学研究科、英米文学研究科、西洋文化研究科
芸術学修士	芸術学研究科
教育学修士	教育学研究科
社会学修士	社会学研究科
神学修士	神学研究科
理学修士	理学研究科
工学修士	工学研究科
農学修士	農学研究科
獣医学修士	獣医学研究科
水産学修士	水産学研究科
薬学修士	薬学研究科

家政学修士	家政学研究科
体育学修士	体育学研究科

第三條 大学は、前條の表により、大学に於て授与しようとする修士の名称を決定するときは、文部大臣に申請し、その承認を受けるものとする。

第一條に掲げる修士の学位の名称が不適当で他の名称の修士の学位を授与することが適当と認められる場合には、大学において、授与しようとする修士の学位の名称と不適当とする理由その他必要資料を提出して文部大臣に申請し、その承認を受け、同條の規定により行ふことができる。

前項の承認に際しては、文部大臣は、大学設置審議会に諮問するものとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

